

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	米田 文美	大和郡山市椎木町五六
〃	大橋 正昭	〃 四三五
〃	吉川 康博	〃 四五八
〃	稲田 義久	〃 二五六―三
〃	奥田 至宏	〃 四三〇
〃	山本 雅一	〃 七二
〃	吉村 知	〃 五四
監事	奥田 叔宏	〃 七〇
〃	杉阪 武憲	〃 五三七―三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	大橋 正昭	大和郡山市椎木町四三五
〃	米田 文美	〃 五六
〃	奥田 至宏	〃 四三〇
〃	阪本 吉清	天理市庵治町七〇五―二五
〃	西川 逸人	大和郡山市椎木町四六六
〃	山本 雅一	〃 七二
〃	吉村 知	〃 五四
監事	奥田 叔宏	〃 七〇
〃	杉阪 武憲	〃 五三七―三